

2020年4月8日

認定スペース運営事業者各位
リラクゼーション店舗運営事業者各位

政府発表「緊急事態宣言」に対するご協力をお願い

一般社団法人日本リラクゼーション業協会
理事長 林 加奈恵

平素より協会活動へのご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

弊会会員事業者を始めとしたリラクゼーションスペース（店舗）を運営されている事業者様には、3月6日付「リラクゼーションスペース（店舗）における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の実施にご理解ご協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

今般、2020年4月7日付で新型コロナウイルス感染爆発を防ぐため、政府から東京など7都道府県を対象に「緊急事態宣言」が発令（宣言効力：5月6日まで）されました。

この「緊急事態宣言」は自然災害、感染症（伝染病・疫病）のパンデミック、原子力事故などの災害や戦争、テロ、内乱、騒乱など、国民の健康・生命・財産・環境などに危険が差し迫っている有事（緊急事態）に際し、政府が発令するもので一定の期間、対象とした都道府県に於いて、当該都道府県知事により住民の外出自粛要請や一部民間施設の使用制限や停止の要請・指示などが出されるものです。この要請や指示は、大半が強制力（法的拘束力）は持たないものの「緊急事態宣言」の主旨からこの要請や指示に対して可能な限り協力すべきものであると考えます。

更に「緊急事態宣言」対象の都道府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に於いてリラクゼーションスペース（店舗）を営業されている事業者の皆様におきましては、都道府県から発せられる要請や指示によりスペース（店舗）の営業自粛等を含め、最善の対応方法をご検討して頂く事にはなりますが、「緊急事態宣言」の主旨を充分ご理解をいただくと共に、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお「緊急事態宣言」の対象地域以外でリラクゼーションスペース（店舗）を営業されている事業者の皆様におきましては、お客様及び従業員（セラピスト等）の健康・安全を確保するために引き続き「リラクゼーションスペース（店舗）における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った衛生管理等の厳重な対応により営業継続をお願い申し上げます。

未来に向けて更なるリラクゼーション産業の発展の為にも、この厳しい現状を皆様と一致団結しながら、最善の対処していく事で、日本の国がそして世界の人々に一日でも早い日常が取り戻せる事を心から願うと共に、関係者様各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上